

## 彩の国教育の日推進会議設置要綱

### (設 置)

第1条 教育に対する県民の関心と理解を一層深め、かつ、学校、家庭及び地域社会の連携の下に県民全体で教育に関する取組を推進し、もって本県教育の充実及び発展を図るため、「彩の国教育の日推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、「彩の国教育の日」の推進に関する事務を所掌する。

### (構 成)

第3条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 副会長は、教育委員会を担任する副知事、県警察本部長及び県教育委員会教育長をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (会 議)

第4条 会長は、推進会議を招集し、主宰する。会議の議長は会長が指定する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議の公開)

第5条 推進会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記入した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 検討事項
- (4) その他の必要な事項

### (推進会議幹事会)

第7条 推進会議に、会議事項をあらかじめ整理するため、推進会議幹事会を置く。

2 推進会議幹事会に、幹事長、副幹事長及び幹事を置く。

- (1) 幹事長は、教育局教育総務部長をもって充てる。
- (2) 副幹事長は、教育局教育総務部副部長をもって充てる。
- (3) 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 幹事長は、推進会議幹事会を招集し、主宰する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議の議長は、幹事長とする。

### (庶 務)

第8条 推進会議の庶務は、教育局教育総務部生涯学習推進課において処理する。

### (その他)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、推進会議に関係者の出席を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表 1 (第 3 条関係)

埼玉県議会文教委員長、埼玉県市長会会長、埼玉県町村会会長、埼玉県都市教育長協議会会長、埼玉県町村教育長会会長、埼玉県公立小学校校長会会長、埼玉県中学校長会会長、埼玉県高等学校長協会会長、埼玉県国公立幼稚園・こども園長会会長、埼玉県退職校長会会長、一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会会長、一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会会長、公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会会長、埼玉県 P T A 連合会会長、埼玉県高等学校 P T A 連合会会長、埼玉県特別支援学校 P T A 連合会会長、全埼玉私立幼稚園 P T A 連合会会長、埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会会長、特定非営利活動法人埼玉県レクリエーション協会会長、埼玉県スポーツ少年団本部長、一般社団法人埼玉県子ども会連合会会長、ボーイスカウト埼玉県連盟長、一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟長、埼玉県家庭教育振興協議会会長、埼玉県公民館連絡協議会会長、埼玉縣市町村社会教育委員連絡協議会会長、埼玉県図書館協会会長、埼玉県地域婦人会連合会会長、埼玉県青少年赤十字指導者協議会会長、彩の国コミュニティ協議会会長、埼玉県青少年相談員協議会会長、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会長、埼玉県保育協議会会長、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会会長、一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会会長、埼玉県交通安全母の会連合会会長、ライオンズクラブ国際協会 3 3 0 - C 地区ガバナー、国際ロータリー第 2 5 7 0 地区ガバナー、国際ロータリー第 2 7 7 0 地区ガバナー、一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長、埼玉県商工会連合会会長、一般社団法人埼玉県経営者協会会長、公益財団法人日本青年会議所関東地区埼玉ブロック協議会会長、株式会社埼玉新聞社編集局長、埼玉県総務部長、埼玉県県民生活部長、埼玉県警察本部生活安全部長、埼玉県教育局副教育長、埼玉県教育局教育総務部長、埼玉県教育局県立学校部長、埼玉県教育局市町村支援部長

## 別表 2 (第 7 条関係)

教育局教育総務部副部長、同市町村支援部副部長、同県立学校部副部長、総務部学事課長、県民生活部共助社会づくり課長、同文化振興課長、同国際課長、同青少年課長、同スポーツ振興課長、環境部みどり自然課長、福祉部社会福祉課長、同こども政策課長、産業労働部産業労働政策課長、同雇用労働課長、農林部農業支援課長、県警察本部生活安全部少年課長、教育局教育総務部総務課長、同生涯学習推進課長、同文化財・博物館課長、同県立学校部県立学校人事課長、同高校教育指導課長、同魅力ある高校づくり課長、同 I C T 教育推進課長、同人権教育課長、同保健体育課長、同特別支援教育課長、同市町村支援部小中学校人事課長、同義務教育指導課長、同生徒指導課長、教育局南部教育事務所長、同西部教育事務所長、同北部教育事務所長、同東部教育事務所長